

# 熊財産区森林維持管理事業（交付金）

天竜区区振興課（電話：922-0011）

財務部アセットマネジメント推進課（電話：457-2533）

## 1 目的

将来にわたる適切な森林維持管理と地域活性化への活用を目的として、熊財産区財産（森林等）を、熊地区のほぼすべての世帯が加入し、地域に精通する地元組織である特定非営利活動法人「夢未来くんま」（以下「法人」という。）へ譲渡し、熊財産区特別会計を廃止する。

## 2 背景

- ・昭和 31 年から財産区管理会（以下「管理会」という。）が熊財産区財産の維持管理等を行ってきたが、管理会から、地域団体に譲渡し、地域活性化のために財産区財産を利活用したいとする意向が示された。
- ・譲渡先とする法人の承認、地域自治会の同意、また地方自治法第 296 条の 3 第 1 項に基づく管理会の同意が得られた。

## 3 事業内容

- ・熊財産区財産を無償譲渡することに伴い、財産区特別会計の平成 30 年度繰越金を一般会計に繰り入れ、同額を法人へ交付事業として支出する。

## 4 補正額

（1）熊財産区特別会計 538 千円

- ・前年度決算額に基づく繰越金の追加を含めた、当年度収支決算見込みに基づく整理
- ・剰余額を一般会計へ繰り出し（見込額：6,627 千円）

（2）一般会計 6,627 千円

- ・歳入 熊財産区特別会計繰入金 6,627 千円
- ・歳出 熊財産区森林維持管理事業（交付金） 6,627 千円  
交付先：特定非営利活動法人「夢未来くんま」

# 地方税共通納税システム導入事業（市税収納事業）

財務部税務総務課（電話：457-2141）

## 1 目的

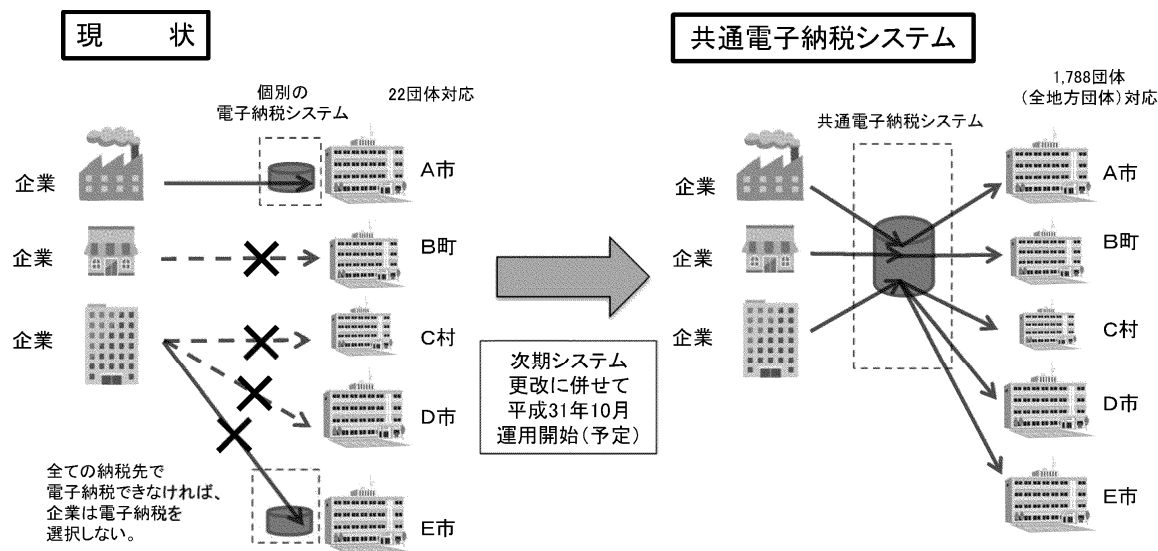
平成 31 年 10 月から全国一斉に運用が開始される「地方税共通納税システム」に対応するため、住民情報システム（住記・国保・税）中の収納管理システムを改修する。

## 2 背景

- ・企業からの納税簡素化の要請が強く、これを受け複数地方団体への納税が一度で可能となる「地方税共通納税システム」導入が、平成 30 年度税制改正で決定された。
- ・平成 31 年 4 月からの全国一律の連携試験を行う必要があるため、平成 30 年度から改修作業を始める必要が生じている。
- ・平成 31 年 10 月からは法人市民税・事業所税・個人住民税（給与特徴・退職所得）を対象として、電子納税が可能となる。

## 3 事業内容

- (1) 収納管理システムを「地方税共通納税システム」へ対応するための改修
- (2) 「地方税共通納税システム」との連携試験・サポート
- (3) 各機能マニュアル作成や操作説明などの業務開始までのサポート



## 4 補正額 21,772 千円

- ・委託料 21,772 千円（システム改修費）

## 5 債務負担行為

- ・事項 地方税共通納税対応化システム改修業務委託費
- ・期間 平成 30 年度から平成 31 年度まで
- ・限度額 5,649 千円

# 生活困窮者自立支援業務委託費

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

## 1 目的

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた複合的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援体制を構築する。

## 2 背景

- ・平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所設置自治体は自立相談支援事業の実施が義務付けられた。
- ・平成 30 年 6 月に改正法が公布され、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化等の措置を講ずることとなり、就労準備支援及び家計改善支援の実施が努力義務化された。
- ・生活困窮に至る可能性の高い世帯が増加し、相談及び支援実施者数は年々増加している。

## 3 事業内容

### (1) 支援対象者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある者

### (2) 支援内容

#### ア 自立相談支援

総合的な相談受付と関係機関へのつなぎ、支援計画策定と訪問による相談支援

#### イ 就労準備支援

直ちに一般就労が難しい者に対する生活改善や就労意欲喚起、就労体験の提供等

#### ウ 家計改善支援

家計管理に課題のある者に対して、その課題に応じた支援を実施

家計管理支援（家計簿作成指導等）、債務解消・貸付相談支援、公的給付等の申請支援

#### エ（新規）中学生に対するキャリア形成支援

- ・中学 3 年生がいる世帯への進路及び生活相談
- ・職業体験会や職場見学会等による就業意識向上

## 4 債務負担行為

- ・事 項 生活困窮者自立支援業務委託費
- ・期 間 平成 30 年度から平成 33 年度まで
- ・限度額 227,172 千円

# 保育所等事故防止推進事業（私立保育所等事業費助成事業）

こども家庭部幼児教育・保育課（電話：457-2118）

## 1 目的

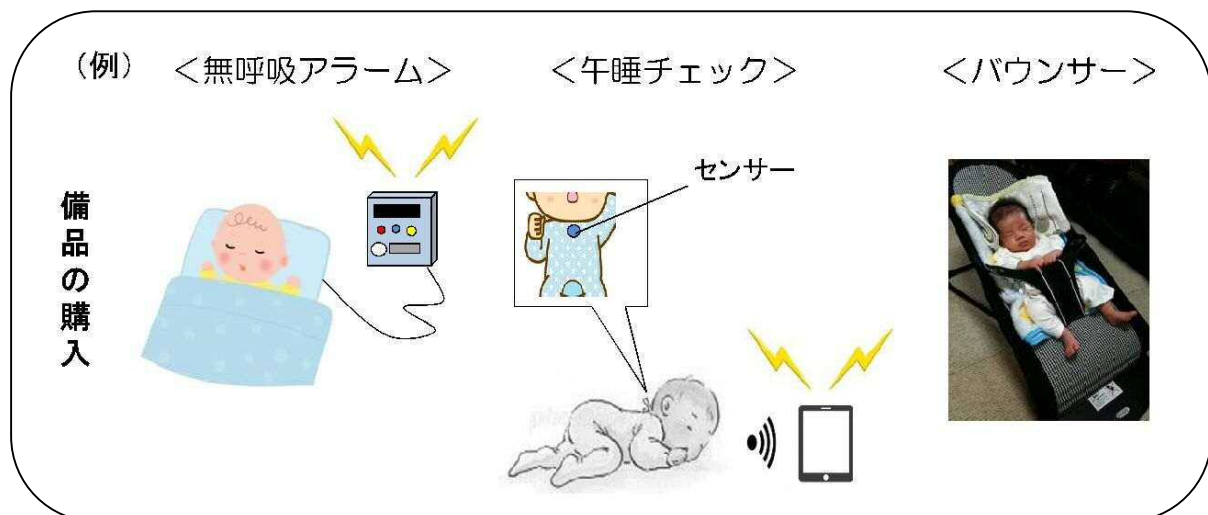
保育における事故防止のために活用できる備品の導入を促進することにより、安全かつ安心な保育環境を確保し、保育所等における事故防止対策の推進を図る。

## 2 背景

- ・国が平成 29 年度補正予算として保育所等事故防止推進事業を創設、平成 30 年度に繰越した。
- ・0 歳児の利用児童数が年々増加しており、睡眠中における重大事故の発生が危惧される。

## 3 事業内容

- ・私立保育所等に対し、無呼吸アラーム、午睡チェック等の購入等経費の一部を助成する。
- ・補助単価は、0 歳児 1 人当たり 30,000 円（負担割合：国 1/2、市 1/4、事業者 1/4）



## 4 補正額 10,058 千円（財源：国 6,705 千円）

- ・負担金補助及び交付金 10,058 千円（保育所等事故防止推進事業に対する補助金）

# 私立保育所等施設整備費助成事業

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

## 1 目的

保育所等利用待機児童解消のため、私立保育所等を創設・増築するとともに、築年数の経過に伴う設備等の老朽化や耐震性の劣る既存保育所等の増改築により定員増加を図る。

## 2 背景

- ・認定こども園や保育所の施設整備により定員増加を図っているが、保育所等利用待機児童は依然として解消されていない。
- ・平成30年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は97人となっている。  
(保育所等利用待機児童数の推移 H26:315人、H27:407人、H28:214人、H29:168人)

## 3 事業内容

- ・整備数 保育所 増改築1施設  
施設名称:愛恵保育園  
計画地:中区鴨江三丁目  
定員:70人⇒80人
- ・負担区分 国2/3、市1/12、事業者1/4

## 4 補正額 1,523千円(財源:国 1,354千円)

- ・負担金補助及び交付金 1,523千円(保育所整備に対する補助金)

## 5 債務負担行為

- ・事項 私立保育所等施設整備費補助金
- ・期間 平成30年度から平成31年度まで
- ・限度額 150,849千円

# 障害児通所支援事業

健康福祉部障害保健福祉課(電話:457-2863)

## 1 目的

児童福祉法に基づき、施設への通所等にかかる費用を支給することで、障害児の福祉を増進する。

## 2 背景

発達に課題がある児への理解や早期療育の必要性等について、当事者及び社会の理解が深まったことにより、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用ニーズが高まった。それに伴い、サービス提供事業所数が年々増加し、通所施設の利用者数及び利用日数が増加している。

## 3 事業内容

児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数や利用日数が増加したことに伴う扶助費の追加。

### (1) 児童発達支援

発達に課題のある就学前の子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練、その他日常生活上の支援等を提供する。

- ・延利用者数 当初 10,207人 → 見込 11,704人 (1,497人増)
- ・延利用日数 当初 92,754日 → 見込 104,748日 (11,994日増)

### (2) 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対する自立促進及び居場所づくりの推進のため、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供する。

- ・延利用者数 当初 16,022人 → 見込 20,253人 (4,231人増)
- ・延利用日数 当初 208,617日 → 見込 247,236日 (38,619日増)

## 4 補正額 754,749千円(財源:国1/2 377,374千円、県1/4 188,687千円)

- ・扶助費 754,749千円(児童発達支援等のサービス提供に対する扶助費)

# ラグビーワールドカップ 2019 誘客プロモーション業務委託費

産業部観光・シティプロモーション課(電話:457-2295)

## 1 目的

ラグビーワールドカップ (RWC2019) 観戦を目的に訪日を検討する欧米豪の外国人個人旅行者 (FIT) に対して、個人旅行者の宿泊予約可能時期 (開催の 6 か月前～) に集中的にプロモーションを展開することで、本市への誘客を図り、旅行消費の促進を図る。

## 2 背景

- ・RWC2019 は、平成 31 年 9 月 20 日から 11 月 2 日に開催が予定されている。
- ・本市は、RWC2019 を契機とした外国人観光客の更なる誘客を目指しており、ラグビー強豪国のうち県内で試合があるオーストラリアと、次回大会開催国であり世界最大のラグビーファン・フォロワー人口を誇るフランスに向けた事業を展開している。

## 3 事業内容

### (1) 対象

フランス及びオーストラリアの外国人個人旅行者 (FIT)

### (2) 概要

対象国において「リスティング広告 (検索連動型広告)」や「ディスプレイ広告」、「動画広告」を展開し、バナー広告から本市観光情報や RWC2019 宿泊地としての魅力を記載した「ランディングページ」に誘導、大会期間中の本市への来訪を誘引する。

<本市の宿泊地としての魅力の例>

- ・全国 12 会場のうち 7 会場へアクセス可能
- ・JAPAN RAILPASS (新幹線を含む JR 全線乗り放題) で利用可能な「ひかり」が停車

## 4 債務負担行為

- ・事 項 ラグビーワールドカップ 2019 誘客プロモーション業務委託費
- ・期 間 平成 30 年度から平成 31 年度まで
- ・限度額 10,000 千円

# 舗装定期点検

土木部道路保全課(電話:457-2647)

## 1 目的

道路利用者の安全性の確保及び舗装維持管理にかかるライフサイクルコストの縮減を図るため、舗装定期点検を実施する。

## 2 背景

- ・国が平成 28 年 10 月に策定した「舗装点検要領」に基づき、本市では平成 30 年 9 月に「舗装維持管理ガイドライン」を策定した。
- ・従前は点検対象としていなかった路線において、舗装の損傷による道路管理瑕疵が多く発生しているため、点検対象路線を拡大し、適切な措置により事故を未然に防ぐ必要がある。

## 3 事業内容

市内一円の国県道及び市道の一部の舗装定期点検業務委託

- ・分類B及び分類Cに該当する路線の舗装定期点検(5年に1回)
- ・舗装維持管理ガイドラインにおける道路の分類

対象	定義	道路延長
分類A	高速道路等	市管理なし
分類B	大型車交通量 250 台以上/日・方向の国県市道	445km
分類C	大型車交通量 250 台未満/日・方向の国県道及び市道の一部(1.2級市道等)	1,765km
分類D	上記以外の市道	6,201 km

## 4 債務負担行為

- ・事項 舗装定期点検業務委託費
- ・期間 平成 30 年度から平成 31 年度まで
- ・限度額 93,000 千円



# 安間川遊水地上部施設整備負担金（河川改良事業）

土木部河川課(電話:457-2451)

## 1 目的

静岡県が「河川海岸環境整備事業」により実施する安間川遊水地上部施設の整備について、県と市で締結した「安間川遊水地の整備及び管理に関する覚書」に基づき、本市が事業費の1/2を負担する。

## 2 背景

- ・一級河川安間川流域は、過去から浸水被害に悩まされており、管理者である静岡県が安間川遊水地の整備を進め、治水施設としての遊水地は平成30年度中に概ね完成する。
- ・安間川遊水地は、平常時には広大なスペースとして活用が可能なことから、地域住民、県、市が協議しながら、今後4～5年かけて県が遊水地上部を多目的広場等として整備していく予定。

## 3 事業内容

遊水地堤防道路の舗装 延長=900m、幅=2.5m、面積=2,750 m<sup>2</sup>

### 【整備計画】

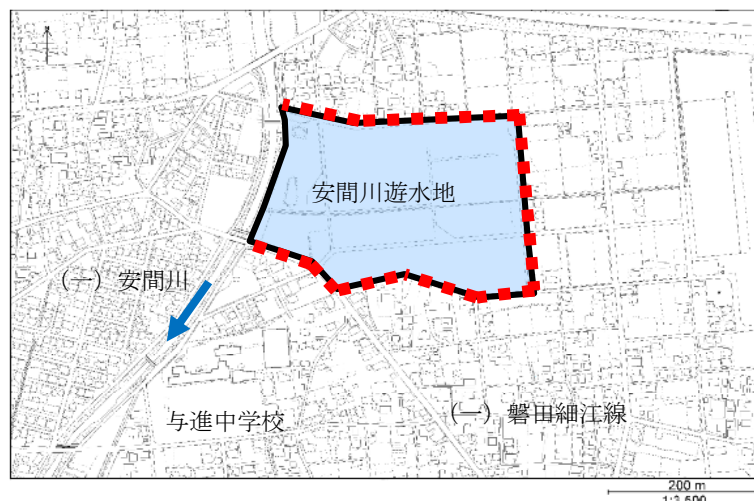
安間川遊水地上部施設整備 約3.0ha（遊水地のうち、東側半分の一段高い区域）

- ・全体事業費：97,000千円（事業費92,150千円、事務費4,850千円）  
うち市負担額46,075千円（事業費から事務費を除いた額の1/2）
- ・事業期間：平成30～34年度（予定）
- ・工事内容：多目的広場、芝生広場、散策路、駐車場等の整備

## 4 補正額 9,500千円

- ・負担金補助及び交付金 9,500千円（安間川遊水地上部施設整備負担金）

## 5 位置図



# 江之島地区ビーチスポーツ施設整備事業（公園施設改良事業）

都市整備部公園管理事務所（電話：473-1829）

## 1 目的

「ビーチ・マリンスポーツの聖地」としてのブランドを確立し、大会・合宿の誘致やアクティビティ体験等の魅力発信により誘客を図るとともに、ベンチャー企業などの誘致や移住促進につなげていく取組みの一環として、ビーチスポーツ施設の整備を行う。

## 2 背景

- ・本市は、遠州灘、浜名湖、天竜川などの水環境に恵まれ、フィッシングやサーフィンなどが盛んな上、近年はビーチラグビーなどのスポーツ大会が開催されている。
- ・魅力ある資源の更なる利活用を図るため、遠州灘や浜名湖などにおける施設整備及びその後の利用について検討が必要となっている。

## 3 事業内容

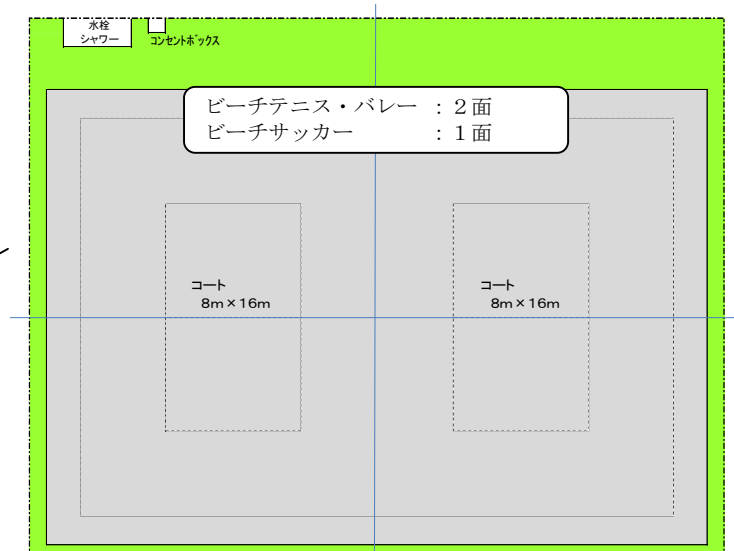
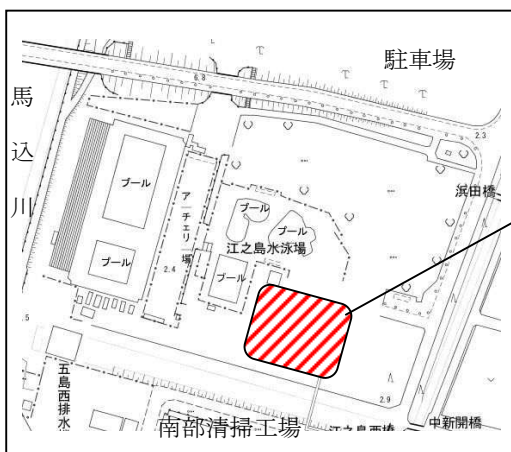
- ・施設規模：1,600㎡、整備面積1,280㎡（ビーチテニス・バレー2面、ビーチサッカー1面利用）
- ・付帯設備：選手用シャワー、放送用コンセントボックス
- ・規格：コートは国際バレーボール連盟基準に準拠（白砂コート）

## 4 債務負担行為

- ・事項 江之島地区ビーチスポーツ施設整備工事費
- ・期間 平成30年度から平成31年度まで
- ・限度額 39,000千円

## 5 位置図

整備予定箇所は以下のとおり。



# 小中学校空調設備整備事業（学校施設整備事業）

学校教育部教育施設課（電話：457-2403）

## 1 目的

小中学校の普通教室に空調設備を設置することで、熱中症等の健康被害を防止し、適切な教育環境を確保する。

## 2 背景

- ・昨今の夏季の異常な気温上昇による熱中症等への対策や教育環境の改善のため、学校現場や保護者等から普通教室への空調設備設置について要望が多数あげられている。
- ・平成 30 年度国補正予算にて、熱中症対策としての空調設備設置のための臨時特例交付金が創設された。
- ・現在市内全小中学校普通教室への P F I 手法による空調設備設置の可能性を調査・検討しているが、国の補正を受け国庫補助金を活用し、一部を従来方式で前倒し施工する。

## 3 事業内容

平成 31 年度末までに整備可能な小中学校 45 校・695 教室について、国の補正予算を活用して空調設備を設置する。

- ・小学校 30 校（492 教室）、中学校 15 校（203 教室）

## 4 補正額 2,460,600 千円（財源：国 322,176 千円、市債 2,216,600 千円）

### ※繰越明許費

- ・工事請負費 2,310,000 千円  
（普通教室への空調設備設置及び既存キュービクル改修工事費）
- ・委託料 150,600 千円（設計及び工事監理委託料）

# 災害復旧費の追加

財務部財政課(電話:457-2273)

## 1 目的

平成30年9月に本市に接近した台風24号にかかる災害復旧費の執行見込みを踏まえ、今後の災害復旧に対応する経費を追加する。

## 2 事業内容

台風24号にかかる復旧見込額と主な被害

- (1) 一般会計 1,485,800 千円 (1,745 件)
  - ・(市)春野平谷太田線(天竜区春野町)の落橋 200,000千円
  - ・(国)473号線(天竜区佐久間町)路肩崩壊 22,000千円
- (2) 農業集落排水事業特別会計 1,700 千円 (6 件)
  - ・落合石神農業集落排水処理施設ほかポンプの機能停止 1,700千円
- (3) 病院事業会計 15,000 千円 (3 件)
  - ・リハビリ病院機能訓練棟の屋根一部損傷ほか 15,000千円

## 3 補正額

- (1) 一般会計 1,000,000 千円(財源:国 200,100 千円)
  - ・工事請負費 885,000 千円(崩土除去や災害復旧にかかる工事)
  - ・委託料 65,000 千円(国庫補助事業等にかかる設計委託)
  - ・需用費 50,000 千円(小規模な修繕工事)
- (2) 農業集落排水事業特別会計 1,700 千円
- (3) 病院事業会計 15,000 千円

## 4 その他

予算項目別の連絡先は以下のとおり。

- (1) 一般会計
  - ・林業施設災害復旧費 : 産業部林業振興課(電話 457-2159)
  - ・農地・農業用施設災害復旧費 : 産業部農地整備課(電話 457-2315)
  - ・土木施設災害復旧費 : 土木部河川課(電話 457-2452)
  - ・その他公共・公用施設災害復旧費 : 財務部アセットマネジメント推進課(電話 457-2533)
- (2) 農業集落排水事業特別会計 : 上下水道部天竜上下水道課(電話 922-0038)
- (3) 病院事業会計 : 健康福祉部病院管理課(電話 451-2707)

# 職員給与の改定について

総務部人事課（電話：457-2081）

## 1 目的

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、浜松市職員及び教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費等を追加する。

## 2 背景

平成30年9月28日 浜松市人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告

## 3 給与改定の内容

### (1) 給料表の改定

公民較差(0.17%)を解消するため、若年層に重点を置いた引上げ

### (2) 初任給調整手当の改定

最高支給限度額を月額500円引上げ(414,300円⇒414,800円)

### (3) 期末・勤勉手当の改定(勤勉手当の引上げ)

再任用職員以外の職員の支給割合を0.1月分引上げ(4.35月⇒4.45月)

再任用職員は0.07月分引上げ(2.28月⇒2.35月)

## 4 適用時期

平成30年4月1日

## 5 補正額

(単位：千円)

会計別	補正前の額	補正額	計	人件費補正額	備考
一般会計	337,469,000	527,433	337,996,433	527,092	と畜繰出金 341
特別会計	214,657,111	960	214,658,071	1,267	
と畜場・市場事業	413,000	341	413,341	341	
中央卸売市場事業	834,000	561	834,561	561	
小型自動車競走事業	12,508,000	0	12,508,000	307	積立金△307
駐車場事業	545,000	58	545,058	58	
その他	200,357,111	0	200,357,111	0	
<b>計(一般会計+特別会計)</b>	<b>552,126,111</b>	<b>528,393</b>	<b>552,654,504</b>	<b>528,359</b>	
企業会計	68,403,370	33,888	68,437,258	33,888	
病院事業	10,015,433	11,174	10,026,607	11,174	
水道事業	20,602,690	14,055	20,616,745	14,055	
下水道事業	37,785,247	8,659	37,793,906	8,659	
<b>総計</b>	<b>620,529,481</b>	<b>562,281</b>	<b>621,091,762</b>	<b>562,247</b>	